

奇跡のお茶

政所茶を

味わう

政所茶は、その希少性から
奇跡のお茶とも呼ばれています。
このお茶を摘み、
自分だけのお茶を楽しんでいただけます。

政所茶

「宇治は茶処、茶は政所」と茶摘み唄にも歌われるほど、政所茶は古くから全国に名の知られたお茶でした。石田三成が幼少期の豊臣秀吉に献上されたことされる「三献茶」がこの政所茶であったという逸話があります。

寒暖差が激しく朝霧が発生しやすい政所の気象条件がお茶栽培に適しており、茶樹もこの土地ならではの希少な在来種を無農薬で栽培しています。

開催日：2018年 **5月26日** **土**

参加費：13,500円 ※交通費・昼食代・茶摘み体験料・講師料・保険料を含む

案内：(公財) 滋賀県文化財保護協会 **大沼芳幸** 普及専門員

募集人数：25名

コース

JR 近江八幡駅 南口集合 (10:00)
八風街道散策 (杠葉尾～政所)
日登美山荘 (昼食)～奥永源寺の岩魚料理～
政所茶 茶摘み体験
道の駅「奥永源寺溪流の里」
ヒトミワイナリー
JR 近江八幡駅南口解散 (16:30頃)



日登美山荘

政所茶 茶摘み体験について

まんどころちやれんじやー※
政所茶レン茶™の方々に作業のお手伝いをさせていただきます。



摘み取ったお茶は煎茶に加工し、後日ご自宅にお送りいたします。

※滋賀県東近江市政所町にて、お茶づくりを通して地域活性化にチャレンジするチームです

ご旅行条件(要約)

●**募集型企画旅行契約** この旅行は、一般社団法人東近江市観光協会(以下当協会とします)が旅行企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。 ●**お申込方法** 本旅行のお申込は、所定の申込書にご記入の上、申込金5,000円を添えてお申込ください。 ●**契約の成立** 旅行契約は当協会がお申込金を受理した時に成立します。電話・郵送でお申込の場合は、当協会が予約承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。 ●**旅行代金に含まれるもの** 旅行代金にはチラシに記載された日程の交通費、食事費等が含まれます。集合場所までの諸経費や個人的性格の費用等は含まれていません。 ●**取消料** 旅行契約後、お客様の都合により取消される場合は、下記の取消料をお支払いいただきます。 ●**旅行の催行** 当協会は天災地変、同盟罷業など当社が管理しえない理由による場合は、本旅行の実施を取りやめるか、旅行日程の内容を変更することがあります。また、旅行参加者が15名に満たない場合は旅行を中止いたします。催行中止の場合は、旅行開始の4日前までに通知いたします。 ●**旅行サービスの条件、内容** このパンフレットに記載された旅行サービスの内容及び条件は平成30年4月1日現在のものを基準としています。その他詳しい条件については当社旅行予約款による他、別途お渡しする旅行書面によります。

取消日	16日前まで	15日前～8日前	7日前～2日前	前日	当日	旅行開始後 キャンセル 不参加
取消料	無料	20%	30%	40%	50%	100%

主催：(一社) 東近江市観光協会 協力：政所茶レン茶™

お申込み
お問合せ

滋賀県知事登録旅行業 第地-246号

一般社団法人 **東近江市観光協会**

総合旅行業務取扱管理者 太田 文雄

〒529-1442 滋賀県東近江市五個荘塚本町 279 TEL: 0748-48-2100 FAX: 0748-48-6698 E-mail: higashiomi-tabii@e-omi.ne.jp